

告示

埼玉県選管告示第三十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、北本市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和八年四月二十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
北本市栄市民活動交流センター	埼玉県北本市栄一番地一	北本市教育委員会	三百五十人